

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年頃から「A」の屋号で内装業を営んでいたところ、B所在のC会社（以下「会社」という。）を元請とするクロス張替工事を依頼され、当該作業に従事していたが、平成○年○月○日、作業中に脚立から転落し、負傷した。請求人は、同日、D接骨院に受診し、複数の医療機関を転々とした後、同月○日にはE病院を受診し、「左踵骨骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人は労災保険法上の労働者には該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人が労災保険法上の労働者であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、仕事の依頼への諾否の自由、時間的・場所的拘束性等の勤務状況や報酬面等から、請求人は労災保険法上の労働者であって、労災補償の対象とすべきであると主張する。

(2) 労災保険法上の労働者とは、決定書理由で説示するとおりであり、そして、具体的に労働者であるか否かについては、労働省（現：厚生労働省）の労働基準法研究会が、昭和60年12月19日付け報告書において、仕事の依頼・業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無、業務遂行上の指揮監督の有無（業務の内容及び遂行方法に対する指揮命令の有無、拘束性の有無、代替性の有無）、報酬の労務対償性の有無などの「使用従属性」に関する判断基準と「労働者性の判断を補強する要素」を総合的に判断して決定する旨の基準を示しているところであるが、当審査会としてもその考え方は労働者性を判断するに当たって妥当であると考え。そこで、本件についてこれらの基準に照らして検討したところ、次のとおりである。

(3) 「『使用従属性』に関する判断基準」について、①「仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無」をみると、請求人は、要旨、請求人は会社以外にも複数の取引先を持っているところ、会社から業務の依頼があった際、会社以外の業務や私用等の日程と調整できる場合に、業務を受けていたもので、日程が合わずに会社の依頼を断ることが4割程度あったと述べている。この点、Fも請求人に業務を依頼しても断られることがあると、請求人と同旨の内容を述べている。したがって、決定書理由に説示のとおり、請求人は会社からの業務の依頼に対して諾否の自由を有していたものと判断する。

②「業務遂行上の指揮監督の有無」をみると、決定書理由に説示のとおり、

請求人は会社担当者Gの電話連絡、工事依頼発注書等により、会社との間で内装工事に係る現場所在地、施工面積、施工単価及び納期の調整等を行うものの、その内容は通常注文者が行う程度の指示等にとどまるものであり、請求人に対して、会社から労働者に対して行われる指示命令と同様の業務遂行上の指揮監督が及んでいたとは認められない。

③「拘束性の有無」をみると、請求人は、各日の作業終了時にGに電話連絡していた旨述べているが、これに対して、Gは、要旨、「請求人を始め各内装業者からは、発注した工事完了時に報告を受ければ良く、作業終了時間を含め、毎日の作業開始及び終了時間の報告を受ける必要は無く、求めてもいない。請求人に対して作業終了の報告も受けていない。」として、これを否定している。仮に、請求人が作業終了時にGに報告を行っていたことが事実であったとしても、請求人は、日々の作業の進捗程度、作業の開始及び終了時間について、請求人本人の裁量で判断しているものであり、特段、作業時間の管理も行われておらず、決定書理由に説示のとおり、会社から勤務時間の指定を受け、管理されていたとは認められない。

④「代替性の有無」をみると、Fは、要旨、「請求人が請求人本人に代わって、他の者が業務を行うこと、補助者を使うことも請求人の判断に任せており、会社から何ら制約を課していない。」と述べているところ、請求人は、被災当日も請求人の妻に作業に必要な道具を運搬することを手伝わせていたことなどの事情も、併せ勘案すると、決定書理由に説示のとおり、労務提供の代替性は認められていたものと推認することが相当と判断する。

⑤「報酬の労務対償性」をみると、請求人は会社から、工事量が少なく出来高では金額が低廉になる時に限り日当支払いとしているものの、原則は、内装工事の平米単価による出来高にて報酬を得ており、この報酬額は作業日数の増減に関わらないこと等から、決定書理由に説示のとおり、当該報酬の性格が会社の指揮監督の下に一定時間労務を提供していることに対する対価とは認められず、請求人に支払われた報酬に労務対償性は認められないとすることが妥当と判断する。

(4) 次に、「労働者性」の判断を補強する要素をみると、請求人は、会社との取引は○年位であると述べているところ、「A」の屋号を約○年間にわたり使用して、会社以外の業者との間で内装工事を個人事業として受注していた。機械、器具

についても、請求人は少なくとも〇円相当のノリ付け機等を所有していた。また、請求人は、会社から給与所得として源泉徴収されることはなく、むしろ会社に対して消費税を加算した工事代金を請求の上、これを受け取っており、さらに内装業に係る事業収支について、税理士を介して税務申告していることが認められる。これらは、決定書理由に説示のとおり、「労働者性」を弱める要素となるものと判断する。

- (5) 以上を総合すると、当審査会としても、請求人と会社との間に使用従属関係があったとは認められず、また、請求人の労働者性を肯定する補強要素も認められないものと判断する。

なお、請求人らのその他の主張についても、子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

- 3 以上のとおりであるので、請求人は労災保険法上の労働者とは認められず、請求人の本件傷病について同法による保険給付の対象とすることはできない。したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。